

再審法改正実現本部連載

今こそ変えるぞ！ 再審法

第1回 シンポジウム「えん罪被害と再審法改正を考える」報告

再審法改正実現本部 副本部長 古本 晴英 (50期)

2023年10月号では、「今こそ変えよう！再審法」と題し、初めて再審法改正を特集として取り上げた。本号からの連載では再審法改正の実現に向けての動きを紹介する。第1回は3月16日にクレオで開催されたシンポジウムの報告である。

1 えん罪被害者によるリレートーク

足利事件の菅谷利和さんは、最高裁そして再審請求審でも、DNA再鑑定が行われなかった無念さ、絶望感を語った。冷静にご準備いただいた原稿を読み終えた後、改めて心境を尋ねられると、「謝れと言いたい。どうしても許す気になれない」と語気強く述べられたのが印象的だった。

東住吉事件の青木恵子さんは、再審開始決定と刑の執行停止により17年振りに自由の身になるその直前に検察官の抗告によって執行停止が取り消されるといふ、信じがたいほど非人道的な体験（さらに3年半拘束期間が延びた）を淡々と冷静に述べられた。想像して追体験することでも辛くなるのに、繰り返し体験を語る姿に感銘を覚えた。

湖東事件の西山美香さんは、再審公判段階で警察が検察に送致していなかった多数の証拠が開示され無罪に繋がった経験を有する。西山さんは、自分が作成した陳述書を例に、生々しく「絶対あると思っていた。証拠を隠した警察が許せない」と述べられた。

3人の被害者は、このような悲劇は自分たちで終わりにして欲しいと口を揃えた。苛酷な体験を語りながら他者を思い遣る優しさに触れられ少しだけ救われる思いがした。

2 法律家の対談

刑訴法がご専門の成城大学の指宿信教授と元裁判官の村山浩昭会員に登壇いただいた。指宿教授は、再審や誤判については当事者に「寄り添う気持ち」で研究をしてきたと自己紹介された。村山会員は、2014年に袴田事件の再審開始決定を出した静岡地裁



左から、菅谷さん、青木さん、西山さん

の裁判長を務めた方である。

村山会員は、再審は条文が少なく確立した実務慣行もないため、担当裁判官で審理方法すら違いがでること、職権主義だと証拠開示に謙抑的にならざるを得ないだけでなく、裁判官も証拠開示がどれだけ大事であるかを身をもって知っていないと明快に述べられた。

指宿教授は、日本が真似たドイツ法では「遅れた正義は正義ではない」として60年前に検察官抗告が禁止されたこと、イギリス政府が、えん罪被害者救済のために法律で無罪を認める法案を議会に提出したことなどを紹介した上で、再審法改正の政治的な決断が迫られていると指摘した。

3 袴田秀子さんのビデオレター

最後に袴田秀子さんのビデオレターが流された。最近飼い始めた猫を可愛がる袴田巖さんの様子を紹介した上で、「巖だけ助かれれば良いとは思っていない。拘束されていた48年が無駄にならないように再審法改正をして欲しい」と力強く述べられた。

袴田さんを紹介したところで、1月に亡くなった弁護士団長の西嶋勝彦先生に触れて終わりたい。冒頭で紹介した2023年10月号の特集では、多数の著名事件について語る西嶋先生のインタビュー記事を温かい笑顔の写真とともに掲載している。また、会員サイトでは、昨年の夏期合研で再審法改正について語る西嶋先生の肉声が拝聴できる*1。必見。

*1：会員サイトTOP>委員会・法律研究部>夏期合同研究（会員サイト）>2023年度夏期合同研究・全体討議